



## 当院は入院期間が180日を超える 入院に関する保険外併用療養費制度 を施行しています。

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によって健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日から、入院基本料の15%を保険外併用療養費として患者様にご負担いただきます。ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので保険外併用療養費の徴収はいたしません。

- ・厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・重症者等療養環境特別加算を算定する方
- ・人工呼吸器を使用されている方
- ・人工透析を週2回以上実施されている方

この他にも選定療養から除外される条件があります。詳しくは医事課へお尋ねください。  
現在の保険医療制度では、患者様はご自身の過去3ヵ月間の入院歴を医療機関に申告することが義務づけられており、正確な入院歴を申告されなかったことにより、180日超入院患者に係る特別料金分が発生した場合には、さかのぼって患者様から徴収させていただきますので、十分にご留意ください。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より  
以下の金額が患者様の負担になります。

1日につき 1,471円



鈴鹿回生病院